

年末資金融資 相談会

開催のお知らせ

中小・小規模企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況が続いています。当所では、昨年制度拡充された信用保証協会の「緊急保証制度」(セーフティネット保証制度)や政府系金融機関の「セーフティネット貸付」を利用しての融資について、中小企業金融特別相談窓口を通じて中小・小規模企業のみなさまからの相談に応じているところです。

このたび、資金需要が増す年末を迎えるにあたり、資金調達をお考えのみなさまを支援するため、標記相談会を開催することになりましたのでご案内いたします。

開催日程	11/18 水	松本商工会議所 四賀支所 (TEL.64-2147)	全会場ともに (相談受付時間) 14:00 ∩ 16:00
	19 木	松本商工会議所 梓川支所 (TEL.78-2205)	
	24 火	松本商工会議所 安曇支所 (TEL.94-2354)	
	25 水	松本商工会館 第3会議室 (TEL.32-5350)	
	26 木	松本商工会議所 奈川支所 (TEL.79-2420)	
	12/ 1 火	松本商工会館 第3会議室 (TEL.32-5350)	

相談員

- (株)日本政策金融公庫松本支店 ●長野県信用保証協会松本支店
- 松本商工会議所経営指導員

相談内容

- 緊急保証制度を利用した融資相談 ●国・県・市などの一般的な融資相談
- 借入金の一括化など資金繰りの安定を目的とした融資相談 ●無担保・無保証人の融資相談

対象者

事業を営んでいる中小・小規模企業者

申込み

お申込は裏面にあります申込書へ必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にて、各相談会場の開催日3日前までにお申し込み下さい。

※ご予約なしでも相談をお受けしますのでご都合のよい会場へ直接お越し下さい。
(但し、お待たせするかもしれませんがあらかじめご了承下さい。)

※電話でのご相談もお受けしますのでご利用ください。

■主催/松本商工会議所 経営支援グループ (担当/栗林)

TEL.0263-32-5350 FAX.0263-32-1482 E-mail soudan@po.mcci.or.jp

■共催/(株)日本政策金融公庫・長野県信用保証協会・長野県松本地方事務所・松本市



環境にやさしい大豆インクを使用しています。

■松本市融資制度

資金名	資金用途	融資限度額	利率	返済期間	保証人	担保	保証料
小規模事業 (景気変動対策貸付)	運転	1,250万円	年利1.6% うち3年間0.8%市が補給	5年以内	原則無保証人(法人は1名) 小規模は原則無担保、それ以外は担保を必要に応じて *保証協会等の保証残高が8,000万円を超えない小規模事業者は無担保・無保証人による融資を受けられる場合があります。		セーフティネット認定者は不要。 それ以外は4/5を市が負担
景気変動対策	運転	3,000万円	年利1.6% うち3年間0.8%市が補給 借換は年利1.8%市の補給なし	7年以内			

■長野県融資制度(経営健全化支援資金)

特別経営 安定対策	運転	5,000万円	年利1.8% 補給なし	8年以内	原則無保証人(法人は1名) 担保は必要に応じて *保証協会等の保証残高が8,000万円を超えない小規模事業者は無担保・無保証人による融資を受けられる場合があります。	セーフティネット認定者は不要。 それ以外は4/5を市と県が負担
	設備	3,000万円		9年以内		

※小規模事業者とは常用の従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人または個人企業
※融資制度詳細につきましては当所までお問い合わせ下さい

■国の融資制度(株)日本政策金融公庫

●セーフティネット貸付

国の融資制度は保証協会の緊急保証制度をご利用いただけませんが、一定の要件をみたす中小企業の方は、下記の条件で融資を受けることができます。

国民生活	経営環境 変化	運転	運転・設備 合計で 4,800万円 (普通貸付とは別枠)	年利1.85%~ 返済期間に応じて 所定の利率が 適用されます	5年以内 (特に必要な場合 8年以内)	保証人・担保については 希望を伺いながら相談にて	不要
		設備			15年以内		
中小企業	経営環境 変化対応	運転	運転・設備 合計で 7億2千万円	年利1.85%~ 信用リスク・融資期間 等に応じて所定の利率が 適用されます	5年以内 (特に必要な場合 8年以内)	担保は必要に応じて 保証人(最高経営者1名)	不要
		設備			15年以内		

※融資制度詳細につきましては当所までお問い合わせ下さい ※利率は10月15日現在の利率です

■長野県の融資制度

経営健全化 支援資金	経営安定 対策	運転	3,000万円	年利2.1%	7年以内	原則無保証人(法人は1名) 担保は必要に応じて *保証協会等の保証残高が8,000万円を超えない小規模事業者は無担保・無保証人による融資を受けられる場合があります。	セーフティネット認定者は不要。 それ以外は4/5を市と県が負担
		設備	3,000万円		9年以内		
	緊急雇用 対策	運転	1,000万円	年利1.8%	7年以内		
中小企業振興資金 (緊急対策枠)	運転	2,000万円	年利2.3%	8年以内		全額事業者負担	

※融資制度詳細につきましては当所までお問い合わせ下さい
※小規模事業者とは常用の従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人または個人企業

お問い合わせ窓口

松本商工会議所 経営支援グループ(担当:栗林)
電話 32-5350 FAX.32-1482

●四賀支所 電話 64-2147
●奈川支所 電話 79-2420

●安曇支所 電話 94-2354
●梓川支所 電話 78-2205

「年末資金融資相談会」相談申込書

FAX.32-1482

事業所名			
住所			
相談希望日	月	日	(会場)
代表者名		来所予定者	
電話番号		FAX番号	

※相談内容を簡単にご記入ください